

平成 2 7 年

上尾市教育委員会 1 月定例会 議案



## 議 案 名

- 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に係る意見の申出について ----- 1
- 議案第2号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の制定に係る意見の申出について ----- 4
- 議案第3号 上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定に係る意見の申出について ----- 7

## 議案第 1 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に係る意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 27 年 1 月 29 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年上尾市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「委員長」を「教育長職務代理者」に改める。

(上尾市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 2 条 上尾市特別職報酬等審議会条例(昭和 39 年上尾市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育委員会教育長」に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和 44 年上尾市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 16 条第 2 項」を「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 3 項」に、「、旅費及び勤務時間等」を「及び旅費に関する事項」に改める。

第 5 条第 1 項中「地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条各号(第 1 号を除く。)又は」を削り、「第 4 条第 2 項第 2 号」を「第 4 条第 3 項第 2 号」に改め、「(地方公務員法第 29 条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。)」を削る。

第5条の2第2号中「地方公務員法第16条各号（第1号を除く。）又は」を削り、「第4条第2項第2号」を「第4条第3項第2号」に改め、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第5条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

（上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正）

第4条 上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例（平成21年上尾市条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

（上尾市職員定数条例の一部改正）

第5条 上尾市職員定数条例（平成23年上尾市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第21条」を「第19条」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第1項第8号中「第21条」を「第19条」に改め、同条第2項中「前条第2項第3号から第6号」を「前条第2項第2号から第5号」に改め、同条第3項中「前条第2項第3号」を「前条第2項第2号」に改め、「同項第4号から第6号」を「同項第3号から第5号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の

規定、第2条の規定による改正後の上尾市特別職報酬等審議会条例第2条の規定、第3条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例第1条、第5条及び第5条の2の規定、第4条の規定による改正後の上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例の規定並びに第5条の規定による改正後の上尾市職員定数条例第1条及び第2条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定、第2条の規定による改正前の上尾市特別職報酬等審議会条例第2条の規定、第3条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条、第5条の2及び第7条の規定、第4条の規定による改正前の上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例の規定並びに第5条の規定による改正前の上尾市職員定数条例第1条及び第2条の規定は、なおその効力を有する。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例に施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(上尾市職員公務災害見舞金条例の一部改正)

- 4 上尾市職員公務災害見舞金条例(昭和48年上尾市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第1条第2項第6号」を「第1条第2項第5号」に改める。

## 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により新たな地方教育行政制度が開始されることから、関係する条例について改正する必要があるので、この案を提出する。

## 議案第 2 号

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の制定について

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 27 年 1 月 29 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例

上尾市立幼稚園保育料徴収条例（昭和 40 年上尾市条例第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、上尾市立幼稚園の利用者負担額（上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 27 号）第 13 条第 1 項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、この条例で定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（利用者負担額の徴収）

第 3 条 市長は、法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが法第 27 条第 1 項若しくは第 28 条第 1 項第 1 号の規定により特定教育・保育（教育に限る。）を受けたとき又は法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが法第 28 条第 1 項第 3 号の規定により特別利用教育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者から、利用者負担額を徴収する。

2 前項の利用者負担額は、1 月につき、法第 27 条第 3 項第 2 号並びに第 28 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に規定する政令で定める額を限度として教育委員会規則で定める額とする。この場合において、月の途中において、入園し、又は退園した場合におけるその月の利用者負担額は、日割計算により算定した額（この額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨

てる。)とする。

- 3 市長が徴収する利用者負担額の納期限は、毎月末日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(利用者負担額の減免又は徴収の猶予)

第4条 市長は、支給認定保護者が次の各号のいずれかに該当することにより利用者負担額の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、当該利用者負担額の全部又は一部について減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 当該年度において所得が著しく減少したため、生活が著しく困難となったとき。
- (2) 災害等により著しい損害を受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

(読替規定)

- 2 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例附則第3条第1項の適用を受ける間においては、第3条第2項前段中「法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号」とあるのは、「法第28条第2項第3号並びに法附則第9条第1項第1号イ及び第2号イ(1)」とする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に入園した園児に係る平成26年度分以前の上尾市立幼稚園の保育料の徴収については、なお従前の例による。

#### 提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、上尾市立幼稚園の利用者負担額に関し必要な事項を定めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

### 議案第 3 号

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の  
制定に係る意見の申出について

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次の  
ように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 27 年 1 月 29 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例  
(目的)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31  
年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、上尾市教育委員会  
教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 上尾市教育委員会教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合に  
おいては、あらかじめ上尾市教育委員会の承認を得て、その職務に専念  
する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、上尾市教育委員会が定める場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成  
26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例の  
規定は、適用しない。

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長  
の職務に専念する義務の特例を定めたいので、この案を提出する。



